

全国自治体議会における議会モニター制度の状況

鳥取県岩美町議会「議会モニター制度」(平成 16 年 10 月)

議会の活動状況等について広く住民から意見や感想・提言を求め、住民により開かれた議会、身近な議会とするために設置。町村議会では、全国で初めての取組。

モニター

- ・公募 - H16.10～4 人、H17.10～7 人、H18.10～応募なし 制度休止
- ・任期 - 1 年間

主な役割 - 年 2 回程度、意見や提言を文書で提出。議会(議長、副議長等)と意見交換。

議会モニター懇話会

議会モニターOBの有志が議会モニター懇話会を平成 19 年 1 月に立ち上げたが、議会に関心を持ってもらうモニター活動の輪を広げるには至っていない。

三重県四日市市議会「議会モニター制度」(平成 16 年 11 月)

市民からの要望、提言等の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させる。

モニター

- ・定員・任期 - 50 名程度(年齢 18 歳以上の市民)、1 年間(再任 1 回のみ可)
- ・推薦 - 24 地区市民センター長の推薦が必要(公募なし)
- ・報酬 - 無報酬(図書カードを贈呈、交通費相当額を支給)

主な役割

- ・会議を傍聴し、会議運営に関する意見を文書で提出。
- ・市議会だより及びホームページに関する意見を文書で提出。
- ・市議会(広聴広報会議委員)と年 1～3 回意見交換。H19～常任委員会委員と意見交換。

新潟県胎内市議会「市議会の広報モニター制度」(平成 17 年 9 月)

市議会の広報の企画・編集等に関し、広く市民から意見や要望を聴取して、より内容の充実を図る。

モニター

- ・定数・任期 - 6 人(満 20 歳以上の市民)、2 年間(再任可)
- ・推薦 - 市内 4 地区から議員が推薦。

主な役割

- ・議会だよりについての意見提出。
- ・モニター会議(広報会議関係議員及び正副議長も参加)へ年 2 回出席。

愛知県北名古屋市議会「議会モニター制度」(平成18年7月)

市民から議会活動、議員活動についての意見、要望等を聴取し、市民ニーズを反映した議会運営を図る。

モニター

- ・定数・任期 - 10人(満18歳以上の市民)、1年間(再任可)
- ・公募 - H20:4人、H21:6人、H22:5人
- ・報償 - 1,500円/定例会×4定例会

主な役割

- ・会議を傍聴し、議会運営に関する意見提案を文書により提出。
- ・広報関係は対象外。議員との意見交換会なし。

北海道栗山町議会「議会モニター制度」(平成21年4月)

町民からの要望、提言等の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させる。

モニター

- ・定数・任期 - 10人(満18歳以上の市民)、1年間(再任可)
- ・委嘱 - 公募、推薦者のうちから議長が委嘱
- ・報酬 - 無報酬(交通費相当額の支給可)

主な役割

- ・会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出。
- ・町議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出。
- ・町議会議員との意見交換

熊本県御船町議会「議会モニター制度」(平成22年4月)

町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させる。

(議会基本条例第15条)

モニター

- ・定数・任期 - 10人(満18歳以上の町民)、2年間

主な役割

- ・会議を傍聴し、議会運営に関する意見書を提出。
- ・町議会だより及びホームページに関する意見書を提出。
- ・町議会議員との意見交換会(年1回)